



環境保全型災害復旧工法の推進について

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成11年3月16日

各都道府県、政令指定市
災害担当課長殿

事務連絡
平成11年3月16日

建設省河川局防災・海岸課
建設専門官 大平 一典

環境保全型災害復旧工法の推進について

河川の災害復旧に当たっては、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（ガイドライン）に基づいて川の自然特性、河川特性に合わせた復旧工法の選定を行うべく通知（平成10年6月4日付け防災・海岸課長通知）しているところではあるが、平成10年災害の実施に当たっては下記事項について留意し、遺憾のないよう措置されたい。

記

- 1 石が無い、少ない川での復旧については自然石積み、かごマット以外の工法を導入すること。

復旧工事の実施に当たって

- ・川の中の自然環境を保全するため石を現場の川から採取できない場合
- ・遠隔地からの輸送によるコスト高、原石山からの採取による新たな環境変化への対応等から査定決定工法以外の工法を導入する場合は

- ①工法変更に当たっての設計変更については申請事務の簡素化（平成11年2月24日付け建設専門官通知）を図ったので積極的に環境保全型工法の導入について検討すること。
- ②各都道府県においても申請者の創意工夫により新工法等の合理的な工法を積極的に検討するとともに環境保全型工法の開発、普及に努めること。
- ③環境に配慮した新工法や地域資源を活用した工法等の情報収集に広く努め多様な工法の選定、活用に資すること。

- 2 かごマット、自然石積みにおける施工容易な工法への転換を図ること。

- ①既存工法についてもコスト縮減、工期の短縮、熟練技能者の不足等に対処する観点から試験施工等を行い施工方法の工夫、改良など施工法の合理化に取り組むこと。
- ②福島県においては、別紙に示すとおりかごマットへの土砂混入、自然石積みの使用石材の範囲の拡大、乱積み施工等の試験施工を実施し、施工管理基準や工事仕様へ反映すべく施工方法の工夫、改良の取り組みが試みられている。
- ③各都道府県においても、これらの事例を参考に積極的に試験施工を行い施工容易な工法への転換を図ること。